

交野市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地域において育児の援助を行いたい者（以下「提供会員」という。）と育児の援助を受けたい者（以下「依頼会員」という。）を組織化し、育児の相互援助活動を行う交野市ファミリー・サポート・センター事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（事業主体）

第2条 事業の実施主体は交野市とする。ただし、事業の全部又は一部を市長が適当と認めた団体に委託することができる。

（事務所の設置）

第3条 事業の円滑な運営を図るため、交野市ファミリー・サポート・センターの事務所（以下「センター」という。）を交野市天野が原町5丁目5番1号 交野市立保健福祉総合センター内に置く。

（開所時間及び休業日）

第4条 センターの開所時間および休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは臨時に開所又は休業することができる。ただし、相互援助活動および受付の日時は、この限りではない。

（1）開所時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時まで

（2）休業日 土曜日、日曜日、国民の祝日

12月28日から翌年1月3日までの期間

（事業内容）

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）会員の募集、登録その他の会員組織に関する業務
- （2）会員の相互援助活動の調整等
- （3）会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- （4）会員相互の交流を深め、情報交換の場を提供
- （5）子育て支援関連施設・事業との連絡調整

（組織構成）

第6条 事業を円滑に実施するため、センターにセンター長及びアドバイザーをおく。

2 センター長は、センターを代表し、事業を総括する。

3 アドバイザーは、前条に定める事業に関する業務を行う。

(会員)

第7条 事業の会員は、年齢・性別・国籍に関わらず、事業の目的を理解する者で、センターが承認した援助活動を希望する者で、会員区分は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 依頼会員

育児の援助を受けたい者で、市内に住所を有する者。ただし、勤務証明書または社員証により確認できる場合は、市内に勤務先を有する者を含む。

(2) 提供会員

育児の援助を行いたい者で、市内に住所を有する者。ただし、市内での相互援助活動に支障がないと認められる場合、市内に勤務先等を有する者または交野市外に居住する者を含む。

(3) 両方会員

第1号に属する者で、且つ育児の支援を行いたい者。

(会員登録)

第8条 会員になろうとする者は、必ず入会説明を受けなければならない。

2 前号の説明を受け入会を希望する者は、前条に規定する会員区分により、入会申込書(様式第1号)に顔写真添付のうえ、センター事務所又は説明会場、もしくは郵送等の方法により、センター長に提出しなければならない。

3 センター長は、前項の入会申込みがあったときは、内容を審査のうえ、承認した場合は会員証(様式第2号)を発行する。

4 会員は、相互援助活動に関する講習会を受講しなければならない。ただし、依頼会員はこの限りではない。

5 センターは、会員の個人情報を適切に管理する。

6 センターは、会員登録の更新を行う。

(退会・登録抹消)

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失し登録を抹消する。

(1) 会員が死亡したとき

(2) 本実施要綱または別に定める会則の規定に違約したとき。なお、会員証は悪用防止・事故防止の観点から速やかな返還を講じる。

(3) 会員の登録更新により該当しなくなったとき。

2 会員が退会しようとするときは、前条第3項の会員証を付して、退会兼登録抹消届(様式第3号)をセンター長に提出する。

(相互援助活動の内容等)

第10条 事業の対象とする児童の年齢は、概ね0歳から小学校6年生までとする。

2 会員が行う相互援助活動は、以下のとおりとする。

- (1) 保育所、幼稚園等(以下「保育施設等」という。)の開始前や保育終了後の児童を預かること。
- (2) 放課後児童会終了後の児童を預かること。
- (3) 学校の放課後の児童を預かること。
- (4) 保育施設等の送迎
- (5) 冠婚葬祭、兄弟姉妹の学校行事の際に児童を預かること。
- (6) 買物等保護者が外出の際の児童を預かること。

3 相互援助活動の場所は、市内とする。ただし、送迎はこの限りではない。

4 児童を預かる場所は、原則として市内在住の当該提供会員の自宅とする。

5 児童の宿泊を伴う相互援助活動は行わない。

6 一時的、補助的な利用であること。

7 児童を預かる場合、同時に会員以外の依頼を受けて同様の活動を行ってはならない。ただし、保護者を伴う場合、または依頼会員の児童(兄弟姉妹)で事前打ち合わせによる場合は、この限りではない。

(相互援助活動の実施方法)

第11条 依頼会員が相互援助活動を受けようとするときは、アドバイザーに依頼を申し出のうえ、相互援助活動申込書を提出しなければならない。

2 アドバイザーは、援助内容・日時等を援助依頼受付簿に記載し、援助内容に相応する提供会員を調整する。

3 アドバイザーは、相互援助活動の調整にあたっては、ひとり親家庭、低所得(生活保護世帯、市民税非課税世帯)及びダブルケア負担の世帯(育児と親等の介護を同時に行っている世帯)の会員を優先して調整しなければならない。

4 アドバイザーの立会いの下で、依頼会員と提供会員は、事前打合せにより、双方会員の合意により、相互援助活動内容を決定する。

5 前項による相互援助活動を終了した提供会員は、その相互援助活動記録を記入し、依頼会員の確認および記名押印を受けなければならない。

6 提供会員は、前項の記録を月1回センターが指定する日に提出しなければならない。

(会員間の報酬等)

第12条 依頼会員は、提供会員に対し当日の相互援助活動終了後、別表に定める基本利用料の区分に基づき報酬を支払うものとする。

(事故等への対応)

第13条 相互援助活動中の事故および損害については、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

2 会員は、活動中の児童の万が一の事故に備え、ファミリー・サポート・センター補償保険(賠償責任保険・傷害保険)等に参加しなければならない。

3 前項の保険に加入する費用は、センターが負担する。

4 センターは、事故防止などの安全対策および事故発生時の連絡体制についてのマニュアルを作成する。

(個人情報の保護)

第14条 市、事業受託者、センター長、アドバイザーその他事業関係者は、基本的人権の擁護と、個人情報の収集の制限、利用および適用の制限に努め、適切な管理を行い、個人情報の保護に関する法令を遵守しなければならない。

その職を退いた後もしくは事業をしなくなった場合もまた同様とする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の運営に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

この要綱は、平成20年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 3年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 8年4月 1日から施行する。

別表1(第11条関係)

基本利用料

	平日時間内(8時～20時)	平日時間外(～8時、20時～) 土日祝時間内(8時～20時)	土日祝時間外(～8時、20時～)
基本利用料 (円/時)	800	880	960

備考

- 1 活動時間は、原則1時間単位とし、こども1人につき上記の金額とする。
- 2 最初の1時間までは、それに満たない場合であっても1時間とみなす。
- 3 1時間を超えた場合、15分ごとに基本利用料の1/4を同料に加算した額を利用料とする。
- 4 複数のこどもを預ける場合は、2人目から基本利用料の半額とする。
- 5 取消しの取扱いは、次のとおりとする。
 - (1) 前日までの取消しは、無料とする。
 - (2) 当日の取消しは、上記基準により算定された利用料の1時間分を支払うものとする。ただし、1時間の場合はその半額とする。
 - (3) 無断取消しは、上記基準により算出された利用料の全額を支払うものとする。
- 6 食事・おむつ等は原則、依頼会員の持ち込みとする。
- 7 送迎を伴う場合は1回100円を支払うものとする。ただし、公共交通機関・タクシーを利用した場合は、実費を追加して支払うものとする。

様式第 1 号 (第7条関係)

交野市ファミリー・サポート・センター(依頼・提供・両方)入会申込書

※ 太枠の中のみ記入してください。

会員番号							入会日: 年 月 日	写真を貼付してください。
							退会日: 年 月 日	
ふりがな								
氏 名								
生年月日	年 月 日生(歳)					性別	男・女	
住 所	〒 —					左記以外の緊急連絡先 (勤務先、携帯電話等)		
	自宅TEL () — FAX () —							
私は、交野市ファミリー・サポート・センターの会則に従うことを約束し、入会します。								
年 月 日								
氏 名 印								
(宛先) 交野市ファミリー・サポート・センター長								

様式第2号(第7条関係)

(表面)

交野市ファミリー・サポート・センター	
会 員 証	
会員番号	_____
会員区分	依頼会員・提供会員・両方会員
氏 名	_____
生年月日	年 月 日
上記の者は、交野市ファミリー・サポート・センターの会員であることを証明します。	
交野市ファミリー・サポート・センター	
年 月 日	〒576-0034 交野市天野が原町5-5-1 (保健福祉総合センター1階) TEL/FAX (072)893-0757

(裏面)

注 意 事 項
1 この活動は、相互援助活動です。お互いの同意のもとに行われます。 ベビー・シッター制度ではありませんので、ご依頼に際し、ご希望にそえない場合もあります。
2 活動の趣旨を理解し、会則に従ってください。
3 会員は、相互援助活動で知り得た個人情報や他人の家族の家庭の事情等について、他に漏らしたり、プライバシーを侵害してはいけません。 これば、会員登録しなくなった後も同様です。
4 宗教・政治活動等への勧誘及び物品の斡旋・販売は行わないでください。
5 ご依頼以外の活動を要求しないでください。
6 お子様の安全と健康を十分考えた上で、依頼会員の判断と責任において相互援助活動をご依頼ください。
7 必要各所への連絡は依頼会員が行ってください。
8 相互援助活動中の事故・損害は当事者である会員同士で解決してください。
9 活動終了後、活動報酬費を直接、提供会員にお支払いください。
10 キャンセルの場合はキャンセル料が発生します。ご確認の上、従ってください。
11 小学校6年生までご利用いただけますが、必要に応じて相互援助活動申込書等、書類の更新をお願いします。

様式第3号(第8条関係)

交野市ファミリー・サポート・センター(依頼・提供・両方)退会兼登録抹消届

申請日 年 月 日

交野市ファミリー・サポート・センター長 様

私は下記の理由により、退会したくここにお届けいたします。
つきましては、登録の抹消をお願いします。

会 員 番 号		氏 名	印
退会理由			

受理日 年 月 日
受理者 (印)

別表2(第12条関係)

保険の種類	内容	補償基準額
(1) サービス提供会員傷害保険	援助会員が、センターの紹介によるサポート活動中、及び活動のための往路途中に傷害を負った場合の補償保険	死亡 450万円 後遺障害 18万～450万円 入院 3,000円/日 手術 3,000円×所定倍率 通院 2,000円/日
(2) 賠償責任保険	援助会員が、サポート活動中、監督ミスや提供した飲食物が原因で、子どもや第三者の身体または財物に損害を与えたことにより、法律上、賠償責任が生じた場合の補償	1事故 2億円
(3) 依頼子供傷害保険	依頼会員の子どもが、サポート中に傷害を被った場合の補償	死亡 300万円 後遺障害 12万～300万円 入院 3,000円/日 手術 3,000円×所定倍率 通院 2,000円/日
(4) 研修・会合傷害保険	センターで主催する研修・会合中、研修・会合会場との往復途中において傷害を被った場合の補償	死亡 500万円 後遺障害 20万～500万円 入院 3,800円/日 通院 2,300円/日
(5) 交通傷害保険	自家用車使用しての送迎時の急激かつ偶然な外来の事故」でケガをした場合の補償	死亡 1,000万円 後遺障害 1,000万円 入院 1,000円/日 通院 500円/日